



国 監 告 第 7 号

地方自治法第199条第1項及び第5項の規定に基づき実施した随時監査に係る監査結果を、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成24年9月25日

国立市監査委員 高 橋 雅 幸

国立市監査委員 小 口 俊 明

## 例月出納検査（随時監査）監査結果

### 質問事項

#### 1. 随時監査

##### (1) 種類

地方自治法第199条第1項及び第5項

##### (2) 概要

###### ア. 実施期間

###### (ア) 事前調査

平成24年9月4日(火)から平成24年9月12日(水)まで

###### (イ) 実施

平成24年9月20日(木)

###### イ. 対象部局

###### (ア) 健康福祉部しょうがいしゃ支援課

##### (3) 対象事項及び範囲

###### ア. 対象事項

平成24年度国立市一般会計（歳出）

###### (ア) 国立市障害者施策推進包括補助事業

（しょうがい者日中活動系サービス推進事業）補助金

（天成舎分、8月21日支払分）

予算科目 03.01.07.19(11)

支出額 6,567,000円

###### (イ) 国立市障害者施策推進包括補助事業

（しょうがい者日中活動系サービス推進事業）補助金

（ともに一分、8月27日支払分）

予算科目 03.01.07.19(11)

支出額 3,258,000円

###### イ. 対象範囲

###### (ア) 財務に関する事務の執行等

###### (イ) 一般行政事務の執行及び事務事業の経済性、合理性、正確性等

##### (4) 手続き

ア. 実施通知 平成24年9月4日(火)

イ. 資料提出期限 平成24年9月12日(水)

ウ. 事前調査 事務局による調査(前記のとおり)

エ．実 施 監査委員による監査(前記のとおり)

(ア) 先に提出された資料に基づき、監査対象部局より対象事項の概要説明を受け、その後、質疑及び関係書類の監査を実施した。

(5) 監査の着眼点

共通項目

ア．予算の執行は、計画的かつ効率的に行われているか。

イ．予算の執行の手続きは適正か。

ウ．決裁は、定められた手続きを経ているか。

個別項目

ア．補助金の算出は合理的な基準により行われているか。

イ．補助金の効果は確認されているか。

ウ．補助金の交付時期は妥当であるか。

エ．補助金の交付条件は適切に付され、条例どおり履行されているか。

オ．実績報告に基づく補助金等の支出については、その成果の確認が行われているか。

カ．事業計画書どおりの精算が行われているか。

(6) 結 果

ア．概評

今回の質問事項では、対象事項を監査した結果、概ね良好であった。

イ．個別事項

(ア) 指摘事項 なし

(イ) 要望事項 なし

以上